

各整備項目の整備に係る基本的な考え方



I. 建築物

I-1

利用円滑化経路

建築物の敷地に接する道等から利用居室等に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる利用円滑化経路とし、当該利用居室から車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても車いす使用者等が円滑に利用できる利用円滑化経路とする必要があります。

I-2

出入口

玄関等の利用円滑化経路を構成する出入口は、車いす使用者等が円滑に利用できる構造とすることが求められます。そのため、適切な幅の確保、開閉の容易な戸及び段差の解消が必要になります。

I-3

廊下等

廊下、ロビー、ホールその他これらに類するものは、建築物内の移動のための通路として、車いす使用者等の利用に配慮した有効幅を確保し、また必要に応じてスロープ等を設置するとともに、視覚障害者の利用に配慮した整備を行うことが必要です。

I-4

エレベーター

車いす使用者等の階段の利用が困難な人にとって、エレベーターは非常に有効な垂直方向の移動手段です。整備に当たっては、構造、表示等について、車いす使用者や視覚障害者の利用に配慮したものとすることが必要です。

I-5

階段

階段は、建築物内の垂直方向の移動手段の一つであり、杖使用者や高齢者等が昇降を行う際の負担を軽減するよう配慮するとともに、安全に対する配慮を行うことが必要です。

I-6

階段に代わり又は併設する傾斜路

車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには、相当の体力を必要とします。又、下降の際にも腕にかかる負担も大きく、勾配はできるだけ緩くする必要があります。

I-7

便所

障害者、高齢者等が積極的に社会参加できるような環境を整備するためには、車いす使用者が利用できる便所を設置することが必要です。その際、車いす使用者等の利用に配慮するとともに、一般の便所と一体的に設けることなどにより、車いす使用者だけでなく、乳幼児連れの人などだれもが気軽に利用できる便所にすることが大切です。

I-8

浴室

浴室は、障害者、高齢者等にとって転倒が多い場所であるため、利用者の利用に供する浴室は、手すり等の適切な配置、操作しやすい水栓器具の設置など、障害者、高齢者等が円滑かつ安全に利用できるよう配慮することが必要です。

I-9

更衣室及びシャワー室

障害者、高齢者等のスポーツ活動が活発化しており、スポーツ施設の更衣室及びシャワー室は車いす使用者でも利用できるような床面積を確保することに加えて、安全に利用できるものとすよう配慮することが必要です。

I-10

客室

障害者、高齢者等の社会参加を促進するためにも、段差の解消、便房の設置、客室の広さなどについて、車いす使用者の利用に配慮した客室を整備することが必要です。

I-11

客席

近年、余暇活動が重視されており、車いす使用者の利用に配慮した席を設けることが必要です。その際、出入口に到達しやすく、ステージ等を見やすい位置に設けるよう配慮することが必要です。また、聴覚障害者の利用に配慮することも望まれます。

I-12

改札口及びレジ通路

改札口及びレジ通路は、車いす使用者が通過できる構造にする必要があります。

I-13

カウンター及び記載台

カウンター及び記載台は、車いす使用者が利用できるよう、高さ及び下部空間の確保に配慮する必要があります。

I-14

公衆電話台

公衆電話台は、車いす使用者が利用しやすいよう、高さ及び下部空間の確保に配慮する必要があります。

I-15

案内設備等

施設を円滑かつ安全に利用するためには、案内板等によって適切に情報提供が行われることが求められます。そのため、案内板及び表示板は、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとするとともに、避難用の誘導灯は、視覚障害者及び聴覚障害者の情報伝達に配慮したものとする必要があります。

I-16

駐車場

障害者、高齢者等の日常生活の外出手段として、最も利用されているものが自動車です。そのため、施設に、車いす使用者用の駐車施設を設置することが必要です。また、駐車施設から施設の出入口まで、安全性に配慮した経路を確保することも必要です。

I-17

敷地内の通路

道等から建築物の利用円滑化経路の出入口までを結ぶ敷地内の通路は、必要に応じてスロープを設置することなどにより、障害者、高齢者等が円滑かつ安全に施設に到達できるものとする必要があります。

I-18

視覚障害者利用円滑化経路

建築物に案内設備を設けた場合、道等から当該案内設備までの1以上の経路を視覚障害者が円滑に利用できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック、点状ブロック）や音声で誘導する必要があります。視覚に代わる情報伝達は複数の方法を併用することが望まれます。

I-19

授乳場所

乳幼児連れの人々が安心して、利用できるよう、授乳やおむつ替えができる場所を設ける必要があります。

I-20

券売機

券売機は、車いす使用者及び視覚障害者の利用に配慮したものとする必要があります。



II. 公共交通機関の施設

II-1

公共交通移動等円滑化経路

駅やターミナルの出入口から改札口を経て乗降口に至る経路は、公共交通機関を利用するにあたっての主たる経路となることから、高齢者、障害者をはじめ誰もが使いやすく整備されている必要があります。

Ⅱ-2

通路等

通路等は、車いす使用者等の利用に配慮した有効幅を確保し、また必要に応じてスロープ等を設置するとともに、視覚障害者の利用に配慮した整備を行うことが必要です。

Ⅱ-3

階段に代わり又は併設する傾斜路

車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには、相当の体力を必要とします。また、下降の際にも腕にかかる負担は大きく、勾配はできるだけ緩くする必要があります。

Ⅱ-4

エスカレーター

車いす使用者等の階段の利用が困難な人にとって、エスカレーターは非常に有効な移動手段です。整備に当たっては、混乱や接触を避け円滑に移動するため、行き先や昇降方向の音声による案内が必要です。

Ⅱ-5

階段

階段は、施設内の垂直方向の移動手段の一つであり、杖使用者や高齢者等が昇降を行う際の負担を軽減するよう配慮するとともに、安全に対する配慮を行うことが必要です。

Ⅱ-6

視覚障害者公共交通移動等円滑化経路

駅やターミナルの出入口から改札口を経て乗降口に至る経路は、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内等により視覚障害者が円滑に利用できるようにする必要があります。施設内の主要施設に至る経路についても、同様の配慮が望まれます。

Ⅱ-7

案内設備

施設を円滑かつ安全に利用するためには、案内板等によって適切に情報提供が行われることが求められます。そのため、案内板及び標示板は、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとするとともに、避難用の誘導灯は、視覚障害者及び聴覚障害者への情報伝達に配慮したものとする必要があります。

Ⅱ-8

便所

障害者、高齢者等が積極的に社会参加できるような環境を整備するためには、車いす使用者が利用できる便所を設置することが必要です。その際、車いす使用者等の利用に配慮するとともに、一般の便所と一体的に設けることなどにより、車いす使用者だけでなく、だれもが気軽に利用できる便所にすることが大切です。

Ⅱ-9

乗車券等販売所、待合所及び案内所

乗車券等販売所、案内所は公共交通機関の施設における主要施設のひとつであることから、円滑な移動経路、使用しやすい設備に加え、聴覚障害者等との意思疎通にも配慮したものである必要があります。

Ⅱ-10

券売機

券売機は、車いす使用者及び視覚障害者の利用に配慮したものとする必要があります。

Ⅱ-11

休憩設備

高齢者、障害者が体を休めるための設備を設けることが求められます。

Ⅱ-12

改札口

改札口は、駅を利用するうえで欠かせないものです。そのため、車いす使用者が通過でき、また視覚障害者が利用しやすいものとする必要があります。

Ⅱ-13

プラットホーム

プラットホームなどの乗降場は、転落などの危険があるため、障害者、高齢者等の安全の確保に配慮することが必要です。

Ⅱ-14

バスターミナルの乗降場

バスターミナルなどの乗降場は、転落などの危険があるため、障害者、高齢者等の安全の確保に配慮することが必要です。

Ⅱ-15

旅客船ターミナルの乗降用設備

旅客船ターミナルなどの乗降場は、転落などの危険があるため、障害者、高齢者等の安全の確保に配慮することが必要です。

Ⅱ-16

航空旅客ターミナル施設の保安検査場及び旅客搭乗橋

航空旅客ターミナル施設においては、車いす使用者等の保安検査に配慮するとともに、旅客搭乗橋は転落などの危険があるため、障害者、高齢者等の安全の確保に配慮することが必要です。



Ⅲ. 道路

Ⅲ-1

歩道等

歩道は、まちにおける移動の重要な動線です。そのため、障害者、高齢者等も円滑かつ安全に利用できるよう、適切に幅員を確保することや車道とのすりつけを行うこと、また歩道と車道の明確な分離を行うなどの配慮を行うことが必要です。さらに、状況に応じて、視覚障害者の誘導等に配慮したブロックを敷設することも必要です。

Ⅲ-2

横断歩道

横断歩道と中央分離帯が交差する場合には、車いす使用者等が円滑に通行できるものとする必要があります。

Ⅲ-3

横断歩道橋等

横断歩道橋等には、昇降を行う際の負担を軽減するような配慮を行うとともに、安全に対する配慮を行うことが必要です。



Ⅳ. 公園

Ⅳ-1

園路及び広場

高齢者、障害者等が円滑かつ安全に公園を利用できるようにするためには、出入口から園内の主な設備に至る通路、階段、傾斜路等に、その利用に配慮した整備がなされていなければなりません。また、必要に応じて、さく、視覚障害者誘導用ブロックなどによる転落防止措置も求められます。

Ⅳ-2

屋根付広場

出入口を広く設け、段差を解消するなど、高齢者、障害者等の円滑な利用に適したものとする必要があります。

Ⅳ-3

休憩所及び管理事務所

出入口を広く設け、段差を解消するなど、高齢者、障害者等の円滑な利用に適したものとする必要があります。

Ⅳ-4

野外劇場及び野外音楽堂

出入口を広く設け、段差を解消するほか、主要な施設への経路の整備にあたっては高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮する必要があります。また、必要に応じてさく、視覚障害者誘導用ブロック等による転落防止措置も求められます。

Ⅳ-5

駐車場

障害者、高齢者等の日常生活上の外出手段として、最も利用されているものが自動車です。そのため、施設に、車いす利用者用の駐車施設を設置することが必要です。また、駐車施設から施設の出入口等までの距離をできるだけ短くするとともに、安全性に配慮した経路を確保することも必要です。

Ⅳ-6

便所

障害者、高齢者等が積極的に社会参加できるような環境を整備するためには、車いす利用者等が利用できる便所を設置することが必要です。その際、車いす利用者等の利用に配慮するとともに、一般の便所と一体的に設けることなどにより、車いす利用者だけでなく、だれもが気軽に利用できる便所にすることが大切です。

Ⅳ-7

水飲場及び手洗場

高齢者、障害者等の円滑な利用に適したものとする必要があります。

Ⅳ-8

掲示板及び標識

施設を円滑かつ安全に利用するためには、掲示板等によって適切に情報提供が行われ、内容が容易に判別できることが求められます。そのため、掲示板及び標識は、障害者、高齢者等に配慮したものとする必要があります。

Ⅳ-9

改札口

改札口は、車いす使用者が通過できるものとする必要があります。

Ⅳ-10

券売機

券売機は、車いす使用者及び視覚障害者の利用に配慮したものとする必要があります。



V. 建築物以外の路外駐車場

V-1

駐車場

障害者、高齢者等の日常生活上の外出手段として、最も利用されているものが自動車です。そのため、施設に、車いす利用者用の駐車施設を設置することが必要です。また、駐車施設から施設の出入口までの距離をできるだけ短くするとともに、安全性に配慮した経路を確保することも必要です。

V-2

利用円滑化経路

車いす利用者用駐車施設から出入口までを利用円滑化経路とし、車いす利用者等の円滑な移動に配慮した構造とする必要があります。